

2013年8月6日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
理事長 市川宏伸

「障害者の地域生活の推進に関する検討会」への意見書

日本発達障害ネットワークでは、「障害者の地域生活の推進に関する検討会」の開催に当たっては、障害者自立支援法が目指した「ノーマライゼーションの理念に基づき障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」、更に、障害者総合支援法が目指す「可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること」を実現する観点から検討を行っていただきたいと考えています。

また、諸事項を具体的に検討する際には、技術的な観点からのみならず、「障害者が身近な地域において暮らすことのできる社会作りを推進する」観点から他のサービスの関係を含め総合的に検討すべきであると考えています。

具体的な検討事項

1. 重度訪問介護の対象拡大の在り方

重度訪問介護の対象が発達障害のある人にも拡大されるのは、発達障害のある人の地域生活支援に新たな選択肢が増えることとなり評価すべきことです。対象となる発達障害における重度とは何か、どのようなサービスとして構築すべきであるかは今後の検討となりましようが、発達障害についてはメンタルな専門的かつ長時間の支援が想定されます。具体的には、自ら危険を回避することに困難を伴う方、行動障害のある方や触法行為を犯した方などの見守りを含めた長時間の利用が考えられます。このような対象者へのサービスを考える際には、以下のことを考慮する必要があります。

- (1) 既存の行動援護や移動支援、一部居宅介護や重度障害者等包括支援との整理
- (2) 在宅において生活なされる方、あるいは施設入所支援やグループホームの利用者の休日や長期休暇等における利用となること
- (3) 施設や病院、刑務所等から地域に移行した際に一定の期間、集中的な長時間の支援が考えられること。あるいは、行動上の課題が大きくなり一定期間の長時間の集中的な支援が考えられること
- (4) 従業者に関しては、発達障害支援に関する一定の専門性を担保する必要があること
- (5) 意志決定の支援が必要な方々には、特定の従業者による長時間の支援により、権利侵害が起こる可能性が高くなるので、一定の専門性の担保とともに権利侵害を防止するための第三者の関与などの仕組みの構築

(6) ノーマルな生活という観点からすれば、重度訪問介護単体のサービスというより、他のサービスとの組み合わせによる支援が考えられることから、相談支援のサービス等利用計画によるケアマネジメントの関与など

2. ケアホームとグループホームの一元化の在り方

支援区分に関係なく多くの障害者がグループホームへ入居できるようになり、居住支援が解りやすくなることに期待するものです。施設や病院から地域への移行が進んでいない状況や今後は在宅からグループホームへの移行も増えることが想定されることから、グループホーム数の飛躍的増加やそれを推し進める政策が必要と考えます。障害者の安心した地域生活の実現の観点からすれば、4～5名の利用者を基本としつつ、多様なグループホームの創設に期待しています。その際、以下の事項を考慮する必要があります。

- (1) 行動障害を伴う方及び触法障害者などがいわゆる重い（支援が多く必要な）方のためのグループホームが考えられること。その際、構造化などを含めた施設整備が必要であることや、一定の専門性が確保された従業者の手厚い人員配置が必要であること
- (2) 外部サービスの利用は、グループホーム本体のサービスとの整理が必要ですが、多様な地域生活を可能とするために、外部サービスも積極的に利用できること
- (3) 今後はグループホームだけを運営する地域の事業者も増加することが考えられることから、従来の本体施設との関係から構築されたものだけでなく、基幹的なグループホームを中心に、通常のグループホームを周辺に配置したネットワーク型の仕組みも積極的に構築して行くこと

3. 地域における居住支援等の在り方

上記のように、重度の方々のためのグループホームも含めて今後の障害者の多様な居住支援の在り方については積極的に検討すべきと考えています。その際、どのような機能があれば障害者の多様な地域生活がより安定的なものとなるかの観点から検討する必要があります。居住支援の選択肢を拡大する意味では、多様な小規模居住形態の検討も必要と考えますが、平成14年に閣議決定された障害者基本計画による「入所施設は、地域の実情を踏まえて真に必要なものに限定する。」との整合性を図ることが必要です。

今後の障害者の安定した地域生活のために、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えるのであれば、高齢化した方、医療的ケアの必要な方、行動障害のある方、触法行為のある方などいわゆる専門的支援のより多く必要な方々への対応として、グループホーム等の更なる充実などを含めた多様な居住形態について、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」観点から検討していくことが重要であると考えます。